

記者発表資料

令和元年10月1日

水産林政部水産業振興課流通加工班

担当者：但木，鈴木（内線 2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う あゆの出荷制限指示の解除について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成25年6月27日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた阿武隈川のあゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、令和元年10月1日に下記のとおり出荷制限が解除されました。

記

1 出荷制限解除の内容

- (1) 対象魚種 あゆ（養殖により生産されたものを除く。）
- (2) 解除日 令和元年10月1日（火）
- (3) 対象水域 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。）
※今回の出荷制限指示の解除によって阿武隈川水域におけるあゆの出荷制限指示は全て解除された。（別紙参照）

2 解除後の出荷管理計画

(1) 解除後のあゆの検査計画

イ 漁期中

阿武隈川河口～福島県境の各地点において、原則週1回以上あゆの検査を行う。

ロ 漁期前

阿武隈川河口～福島県境の各地点において、遡上するあゆの稚魚を複数回検査を行う。

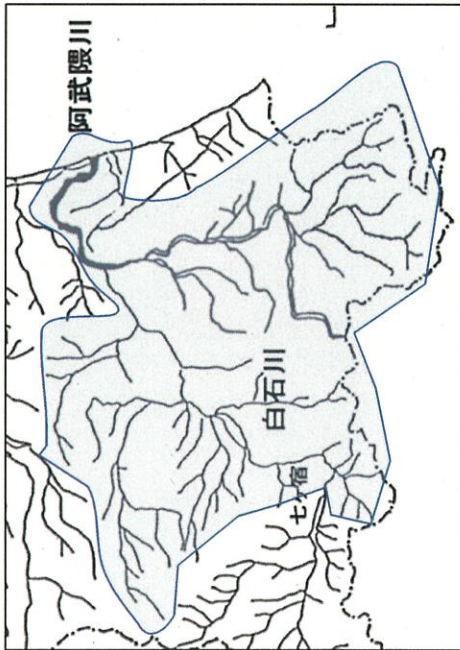
また、解禁前月に各地点において原則週1回以上あゆの検査を行う。

(2) モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

採取されたあゆから基準値を超える値が検出された場合は、速やかに対象水域のあゆの採捕自粛を関係漁協等に要請するとともに、流通された場合には、その回収を指導する。

阿武隈川のあゆみに関する出荷制限状況図

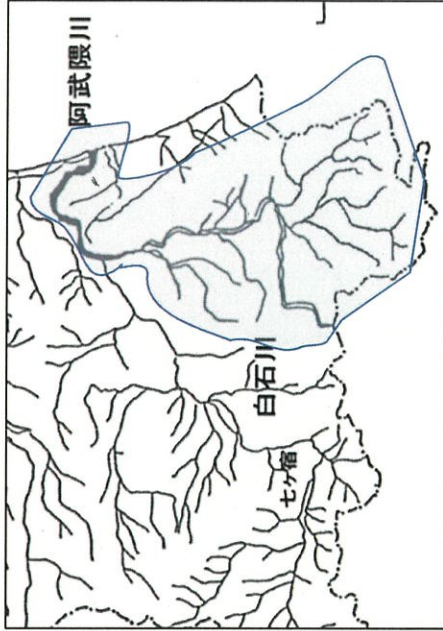
出荷制限指示範囲



①平成25年6月27日付け

出荷制限指示図

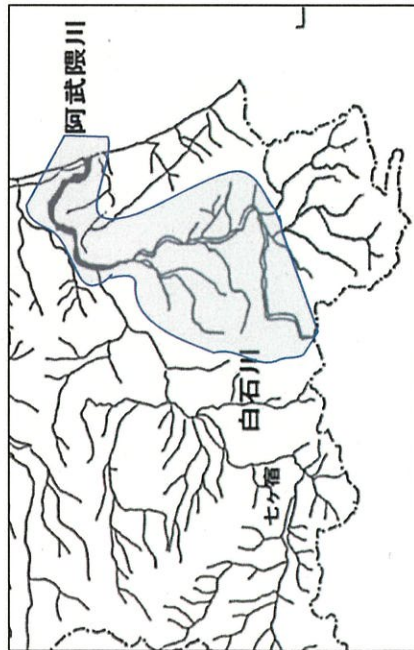
宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。



②平成25年12月25日付け

出荷制限指示一部解除図

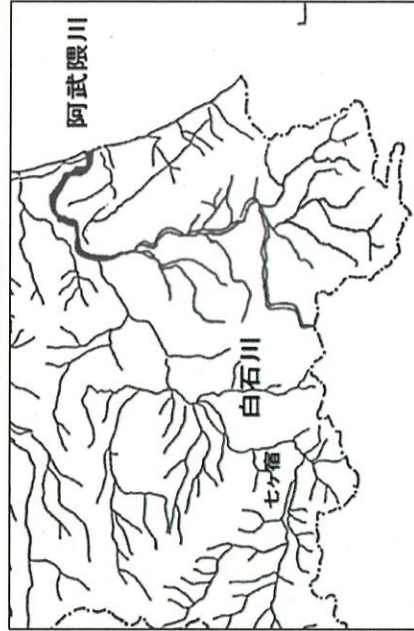
宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白幡堰堤より上流の白石川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。



③平成29年4月27日付け

出荷制限指示一部解除図

宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白石川の白幡堰堤より上流を除く。)のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。



④令和元年10月1日付け

出荷制限指示解除図

宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。